

# 美浜町高齢者福祉計画 第8期介護保険事業計画

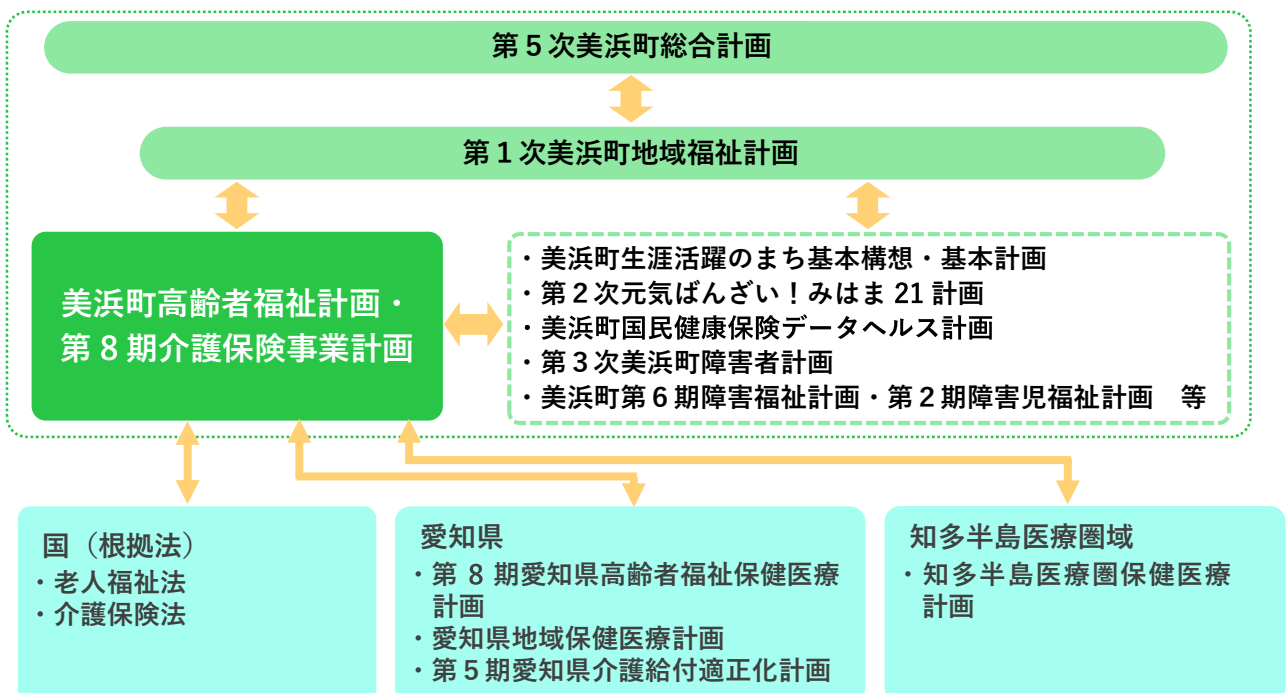
令和3～5年度

## 計画策定の背景

- 介護保険制度が高齢者やその家族を支えるものとして定着する中、国や美浜町の高齢化は進行しています。今後、さらなる高齢者の増加や現役世代の減少が見込まれ、介護保険制度を維持していくことが重要となっています。
- 美浜町ではこれまで介護保険事業計画を策定し、高齢者が可能な限り住み慣れた地域で自立した日常生活を営むことができるよう、医療、介護、介護予防、住まい及び自立した日常生活の支援が包括的に確保できるようめざしてきました。
- このような状況を踏まえながら、介護保険事業や高齢者福祉事業に係る施策をさらに充実していくため、「美浜町高齢者福祉計画・第8期介護保険事業計画」を策定します。

## 計画の位置づけと期間

- この計画は、老人福祉法と介護保険法に基づき、高齢者福祉計画と介護保険事業計画を策定するものです。
- 美浜町の総合計画や地域福祉計画を上位計画とし、その他の美浜町の関連計画や、国の基本指針や愛知県の計画と整合性を図ります。
- 計画の期間は、令和3年度から令和5年度までの3年間です。中長期的視点では、令和7年及び令和22年を見据えて施策を展開します。



# 基本理念

高齢者がみはまで安心して、生きがいを持って暮らしていけるまちづくりを進めていけるよう、以下を基本理念とします。

住み慣れた みはま で 支え合い  
いきいきと暮らせるまちをめざして

## 基本目標 1 高齢者の生きがいと健康づくり

高齢者が可能な限り自立し、活力に満ちた生活を送ることができる「生涯活躍のまち」の実現に向けて、健康増進や介護予防の取組、高齢者の生きがいづくりを推進します。

### 施策の方向 1 生きがいづくり・社会参加の推進

- (1) 生涯学習・スポーツ活動等の充実
- (2) 地域交流・活躍の場の提供

### 施策の方向 2 健康づくりと介護予防・自立支援の推進

- (1) 高齢者の健康づくり事業の推進
- (2) 介護予防・日常生活支援総合事業の推進



## 基本目標 2 安心して暮らせるまちづくり

高齢者が地域で安心して暮らし続けることができるよう、生活支援の充実を図るととも、安心・安全なまちづくりを実現するための取組を推進します。

### 施策の方向 1 安心・安全な生活環境の確保

- (1) 快適な生活環境の確保
- (2) 生活安全の推進
- (3) 防災体制と災害時支援体制の充実

### 施策の方向 2 在宅生活を支える多様な支援

- (1) 在宅高齢者のための生活支援
- (2) 家族介護者への支援

### 施策の方向 3 権利擁護の推進

- (1) 高齢者の権利を守る取組の推進
- (2) 高齢者虐待防止に向けた取組の推進



## 基本目標 3 介護保険制度の円滑な運営

支援が必要な高齢者への適切なサービスの提供・充実や、認知症高齢者への総合的な施策、安心して医療を受けられる体制の整備について、介護保険制度の持続性を確保しながら推進します。

### 施策の方向 1 認知症施策の総合的な推進

- (1) 認知症に対する理解促進
- (2) 認知症の予防と早期発見、早期対応
- (3) 認知症高齢者に対する生活支援



### 施策の方向 2 在宅医療・介護連携の推進

- (1) 地域の実情に応じた在宅医療・介護連携の推進
- (2) 切れ目のない在宅医療と介護の提供体制の構築
- (3) 在宅医療への理解促進

### 施策の方向 3 介護保険サービスの質の向上

- (1) 介護保険サービスの充実
- (2) 介護サービス事業者への指導・助言



### 施策の方向 4 制度の持続可能性の確保

- (1) 介護人材の確保・育成と介護現場の革新
- (2) 適正な利用の促進と介護給付の適正化

## 基本目標 4 地域包括ケアシステムの深化・推進

高齢者が住み慣れた地域で暮らし続けることができるよう、多様な主体が連携し、住民も含めた支え合いの仕組みづくりを進めることで、地域包括ケアシステムのさらなる深化と地域共生社会の実現をめざします。

### 施策の方向 1 支え合いの仕組みづくり

- (1) 包括的支援体制の構築
- (2) 地域の支え合い活動の推進



# 介護保険料

本計画期間中の保険料基準額は以下の通りです。令和7年度を見据えて、本計画期間中の保険料を設定しました。

	月額	年額
第8期保険料基準額	5,100円	61,200円

本計画期間中の各所得段階別介護保険料は以下の通りです。

段階	基準額に対する割合	年額	対象者
第1段階	0.50 (0.30)※	30,600円 (18,300円)※	生活保護受給者 老齢福祉年金受給者で本人及び世帯全員が町民税非課税の人 本人及び世帯全員が町民税非課税で、前年の合計所得金額と課税年金収入額の合計が80万円以下の人
第2段階	0.75 (0.50)※	45,900円 (30,600円)※	本人及び世帯全員が町民税非課税で、前年の合計所得金額と課税年金収入額の合計が120万円以下の人
第3段階	0.75 (0.70)※	45,900円 (42,800円)※	本人及び世帯全員が町民税非課税で、第1段階、第2段階に該当しない人
第4段階	0.90	55,000円	世帯の誰かに町民税が課税されているが、本人は非課税の人で、前年の合計所得金額と課税年金収入額の合計が80万円以下の人
第5段階	1.00	61,200円	世帯の誰かに町民税が課税されているが、本人は非課税の人で、第4段階に該当しない人
第6段階	1.20	73,400円	本人が町民税課税で、前年の合計所得金額が120万円未満の人
第7段階	1.30	79,500円	本人が町民税課税で、前年の合計所得金額が120万円以上210万円未満の人
第8段階	1.50	91,800円	本人が町民税課税で、前年の合計所得金額が210万円以上320万円未満の人
第9段階	1.70	104,000円	本人が町民税課税で、前年の合計所得金額が320万円以上400万円未満の人
第10段階	1.80	110,100円	本人が町民税課税で、前年の合計所得金額が400万円以上600万円未満の人
第11段階	1.90	116,200円	本人が町民税課税で、前年の合計所得金額が600万円以上800万円未満の人
第12段階	2.00	122,400円	本人が町民税課税で、前年の合計所得金額が800万円以上の人

※ ( )内は、公費負担による保険料軽減後の数値です。

## 美浜町高齢者福祉計画・第8期介護保険事業計画

発行：美浜町  
編集：厚生部福祉課高齢介護係  
住所：〒470-2492 愛知県知多郡美浜町大字河和字北田面 106 番地  
TEL：0569-82-1111（代表）  
FAX：0569-83-0755（福祉課）  
URL：<http://www.town.aichi-mihama.lg.jp/>  
発行年月日：令和3年3月

